



石川労働局発表
平成 24 年 8 月 31 日

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 東 好宣
監察監督官 野田 宏
連絡先 076-265-4423
FAX 076-265-4431

木造家屋等建築工事現場に対し、集中監督を実施

石川労働局（局長 磯部隆文）では、本年7月2日から31日までの間、管内の4労働基準監督署（*1）において、木造家屋等建築工事現場（住宅建築現場）に対する集中監督を実施し、今般、その結果を取りまとめました。

本年（1月～）の県内の労働災害発生状況として、全産業では前年同期比で減少傾向にあるものの、木造家屋建築工事業においては大きく増加傾向にあることを踏まえ、全国安全週間（7月1日～7日）等（*2）の機会を捉えて、集中監督を実施。

集中監督は、66の木造家屋等建築現場の79事業者に対し実施し、5割を超える34現場（45事業者）で労働安全衛生法違反が認められた。

主なものとして、建物内部の作業床の端や開口部に対する墜落防止措置に不備があったもの、足場や架設通路が安全基準を満たしていないものなど、高所からの墜落防止措置に係る法違反が31現場（41事業者）に上った。

法違反が認められた事業者に対しては、その改善を求める是正勧告を行うとともに、特に、開口部や足場等から墜落による災害発生の可能性が高い11現場（17事業者）に対しては、立入禁止命令等の行政処分を行った。

（法違反等の詳細は別添のとおり）

7月末時点においても、県内の木造家屋建築工事業における休業4日以上の負傷者数は21人と、前年同期と比べ8人（61.5%）の大幅な増加となっていることから、石川労働局では引き続き積極的に法令遵守等を指導してまいります。

（*1）管内4労働基準監督署とは、金沢、小松、七尾、穴水の4労働基準監督署のことです。

（*2）毎年7月には、全国安全週間（1日～7日）、建設業労働災害防止協会が主体の「低層住宅建築工事安全週間」（1日～7日）があり、また、石川県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会（県内の専門工事業者、地域建築安全連絡会等で構成。建設業労働災害防止協会石川支部内に事務局。）では7月を「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策強調月間」とし、パトロール等を行っています。

(別添)

主な法違反内容は以下のとおり。【表1参照】

作業床の未設置又は不備、開口部に対する墜落危険防止措置が無いもの^[解説1参照]

(例：高さ2m以上の作業床端部における作業で、手すり等の墜落危険防止措置が無いもの)

21現場(31.8%) うち、立入禁止命令等を行ったのは9現場

法令の安全基準を満たしていない足場又は架設通路を使用しているもの

(例：高さ85cm以上の手すり及び中さんが設けられていない足場を使用しているもの)

15現場(22.7%) うち、立入禁止命令等を行ったのは3現場

移動はしごの転位防止措置の不備

(例：はしご上部を建物に固定していないもの)

4現場(6.1%)

携帯用の木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置の不備^[解説2参照]

(例：歯のカバーを無効にしたり、歯のカバーを備えないまま使用しているもの)

4現場(6.1%)

同一の現場で複数の違反が認められることもあるため、上記合計は1枚目の数値と一致しない。

表1 主な法違反の状況

法違反の概要	法違反のあった現場		是正指導等を行った事業者
	現場数	割合(%)	事業者数
作業床や開口部に対する墜落危険防止措置に不備があったもの	21	31.8%	27
労働安全衛生規則の安全基準を満たしていない足場や架設通路を使用していたもの	15	22.7%	19
移動はしごの上部を建物に固定するなど転位防止措置がなかったもの	4	6.1%	4
木材加工用丸のこ盤の歯の接触防止措置を備えていない又は有効な状態で使用していなかったもの	4	6.1%	4
下請け事業者等に対する法違反防止の必要な指導がなかったもの	5	7.6%	5

「割合」は、今回監督指導した全現場に対する割合。

表2 過去3年の木造家屋建築工事に係る休業4日以上の死傷者数 (人)

年	木造家屋建築工事業	建設業全体
平成21年	35(1) 20.0%	175(5)
平成22年	41(0) 29.5%	139(3)
平成23年	37(1) 26.4%	140(3)
平成24年	21(0) 32.8%	64(1)

注1：()内は死亡者数で、内数。

パーセンテージは建設業全体の死傷者数に占める木造家屋建築工事業の死傷者数の割合。

注2：平成24年は、7月末現在の速報値

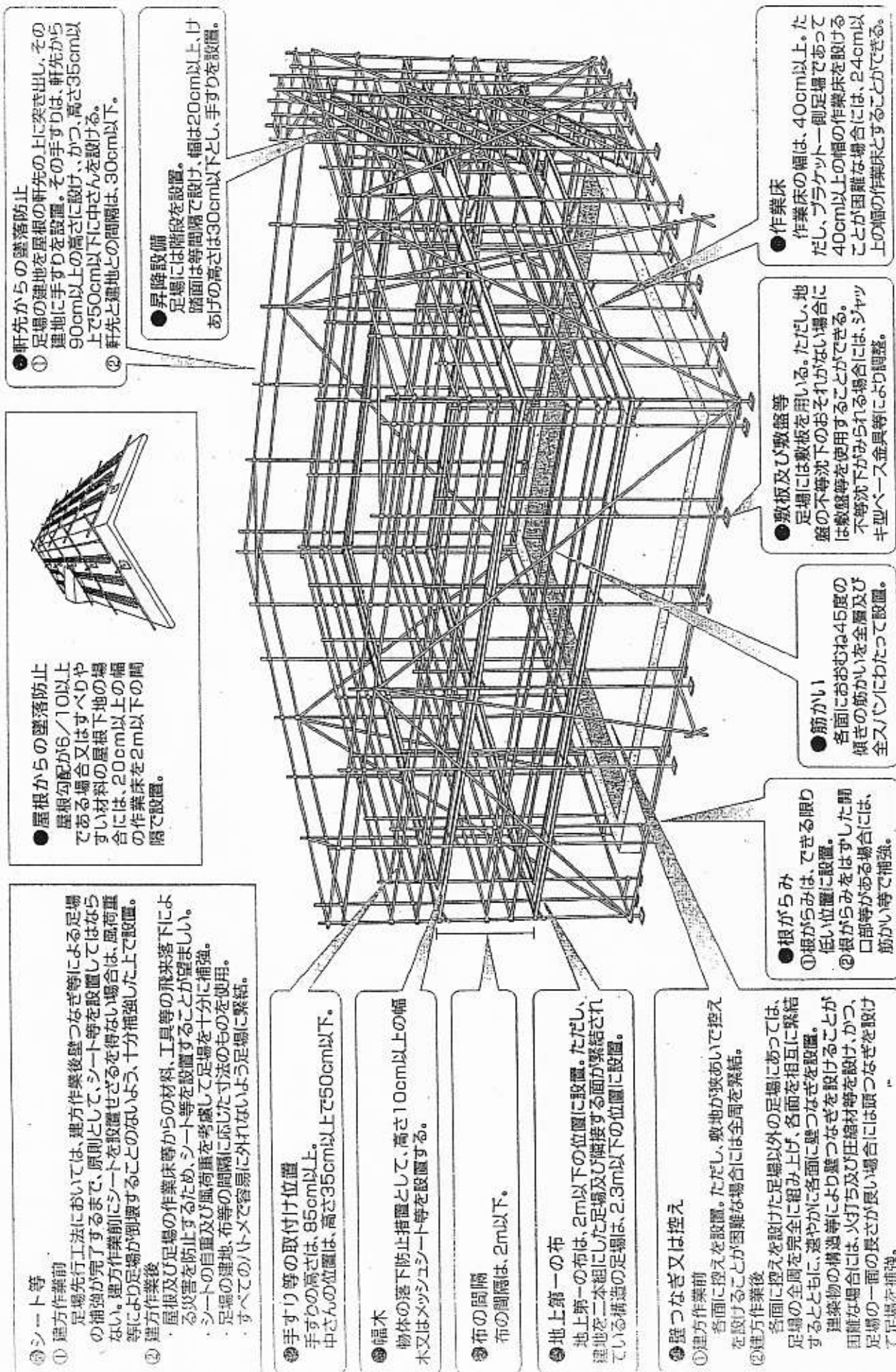
[解説 1] 墜落危険防止

高さが2m以上の箇所における作業では、墜落防止のため作業床を確保しなければならない。作業床としては、足場のほか屋根自体も該当する。作業床から墜落しないよう、その端に手すりなどを設ける必要がある。足場の場合は、その部材である床材や手すりなどに構造上の要件が定められている。(本足場の場合は、墜落防止策として、高さ85cm以上の位置に手すりを設け、高さ35cm以上50cm以下の中さんを設ける、床材の幅は40cm以上とするなど)

[解説 2] 歯の接触予防装置

携帯用の木材加工用丸のこ盤には、回転する歯と接触することによる労働災害を防止するため、スライド式のカバー等が設けられ、加工時以外は歯が自動的に覆われる構造となっている。歯の接触予防装置等安全装置については、厚生労働省告示により構造規格が定められている。

足場の構造基準



●軒先からの墜落防止
 ① 足場の建地を屋根の軒先の上に突き出し、その建地に手すりを設置。その手すりは、軒先から90cm以上の高さで設け、かつ、高さ35cm以上で50cm以下に中さんを設ける。
 ② 軒先と建地との間隔は、30cm以下。

●昇降設備
 足場には階段を設置。階面は等間隔で設け、幅は20cm以上、けあげの高さは30cm以下とし、手すりを設置。

●屋根からの墜落防止
 屋根勾配が6/10以上である場合又ははすべりやすい材料の屋根下地の場合は、20cm以上の幅の作業床を2m以下の間隔で設置。

③シート等
 ① 建方作業前
 足場先行工法においては、建方作業後壁つなぎ等による足場の補強が完了するまで、原則として、シート等を設置してはならない。建方作業前にシートを設置せざるを得ない場合は、風荷重等により足場が倒壊することのないよう、十分補強した上で設置。
 ② 建方作業後
 ・ 屋根及び足場の作業床等からの材料、工具等の飛来落下による災害を防止するため、シート等を設置することが望ましい。
 ・ シートの自重及び風荷重を考慮して足場を十分に補強。
 ・ 足場の建地、布等の間隔に添じた寸法のものを使用。
 ・ すべてのハットメで容易に外れないよう足場に緊結。

●手すり等の取付け位置
 手すりの高さは、85cm以上。中さんの位置は、高さ35cm以上で50cm以下。

●幅木
 物体の落下防止措置として、高さ10cm以上の幅木又はメッシュシート等を設置する。

●布の間隔
 布の間隔は、2m以下。

●地上第一の布
 地上第一の布は、2m以下の位置に設置。ただし、建地を二本組にした足場及び隣接する面が緊結されている構造の足場は、2.3m以下の位置に設置。

●壁つなぎ又は控え
 ① 建方作業前
 各面に控えを設置。ただし、敷地が狭あいで控えを設けることが困難な場合には全局を緊結。
 ② 建方作業後
 各面に控えを設けた足場以外の足場にあつては、足場の全局を完全に組み上げ、各面を相互に緊結するとともに、速やかに各面に壁つなぎを設置。埋込物の構造等により壁つなぎを設けることが困難な場合には、火打ち及び圧縮材等を設け、かつ、足場の一面の長さの良い場合には壁つなぎを設けて足場を補強。

●根がらみ
 ① 根がらみは、できる限り低い位置に設置。
 ② 根がらみをはずした開口部等がある場合には、筋かい等で補強。

●筋かい
 各面におおむね45度の傾きの筋かいを全層及び全スパンにわたって設置。

●敷板及び敷盤等
 足場には敷板を用いる。ただし、地の不平等沈下のおそれがない場合は敷盤等を使用することができる。不平等沈下がみられる場合には、シャットキ型ベース金具等により調整。

●作業床
 作業床の幅は、40cm以上。ただし、ブラケット一側足場であつて40cm以上の幅の作業床を設けることが困難な場合には、24cm以上の幅の作業床とすることができる。